

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(2)	(3)	(1)	(4)	(3)	(1)	(5)	(4)	(5)	(2)
正解率									
92%	96%	88%	80%	98%	74%	88%	98%	88%	96%

1 人身の自由 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 憲法 31 条における「法律」には、条例や命令も含まれる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

2 内閣 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 66 条 1 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 68 条 1 項、2 項)。
- (3) 誤り。 内閣総理大臣は必ず国会議員の中から選ばなければならないが (憲法 67 条 1 項前段)、国务大臣は過半数を国会議員の中から選ばねば足りる (憲法 68 条 1 項ただし書)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (憲法 66 条 2 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法 75 条本文)。

3 経費 正解 (1)

- (1) 誤り。 枝文の費用については警察法 37 条 1 項各号のいずれにも当たらないため、同条 2 項により都道府県が支弁する。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (警察法 37 条 1 項 3 号)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (警察法 37 条 1 項 4 号)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (警察法 37 条 1 項 5 号)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (警察法 37 条 1 項 11 号)。

4 保護 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。

- (3) 正しい。 枝文のとおり。  
(4) 誤り。 警職法 3 条 1 項 2 号は枝文のような者の保護については「(本人がこれを拒んだ場合を除く。)」としている。  
(5) 正しい。 枝文のとおり。

#### 5 公務執行妨害罪

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 28・10・2)。  
(2) 正しい。 枝文のとおり。  
(3) 誤り。 本罪の成立には、公務員の職務執行が適法であることを要するが、行為者が適法な職務執行を違法なものと誤信して暴行・脅迫を加えた場合は、法律の錯誤であって故意は阻却されず、公務執行妨害罪が成立する (大判昭 7・3・24)。  
(4) 正しい。 枝文のとおり。  
(5) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 25・10・20)。

#### 6 傷害の罪

正解 (1)

- (1) 誤り。 暴行罪における暴行には、単に相手方において受忍すべきいわれのない不快感を催させる行為も含まれる (福岡高判昭 46・10・11)。  
(2) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 27・6・6)。  
(3) 正しい。 枝文のとおり。  
(4) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 26・9・20)。  
(5) 正しい。 枝文のとおり (刑法 207 条)。

#### 7 窃盗罪

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (東京地判平 2・11・15)。  
(2) 正しい。 枝文のとおり。  
(3) 正しい。 枝文のとおり。  
(4) 正しい。 枝文のとおり (大判昭 16・11・11)。  
(5) 誤り。 枝文のような場合、自転車には所有者の事実上の支配が認められるから、占有離脱物とはならない。すると、占有離脱物横領罪 (刑法 254 条) の故意で、他人が占有する物を窃取していることになる。この場合、構成要件が重なり合う占有離脱物横領罪の限度で故意が認められ、窃盗罪ではなく占有離脱物横領罪が成立する。

- 8 自 首 正解 (4)
- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 245 条・241 条 1 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。自首には告訴の代理の規定 (刑訴法 240 条) は準用されないので、代理人による自首は認められないが、犯人がいつでも捜査機関の支配内に入る状態にある限り、他人を介してなされた自首も有効である (最判昭 23・2・1)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 誤り。 自首と認められるためには、犯人が自発的に犯罪事実を申告する必要がある。捜査機関の働き掛けにより、やむを得ずに申告した場合は、犯人による自発的な申告とはいえず、自首とは認められない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 245 条・242 条)。

- 9 緊急逮捕 正解 (5)
- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 210 条 1 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。刑訴法 210 条 1 項は「その理由を告げて被疑者を逮捕することができる」としているところ、「その理由」の内容は、被疑者が所定の罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があることと、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないことである。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。あらかじめ逮捕状を求める時間的余裕がある場合には、急速を要するとはいえない (刑訴法 210 条 1 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 通常逮捕状が既に発付されている被疑者について、当該逮捕状の被疑事実について緊急逮捕の要件を具備しているにも関わらず緊急逮捕を認めないとすると、被疑者の逃走等の不当な結果を招くことになるため、この場合には緊急逮捕をすることができる。

- 10 押収物の措置 正解 (2)
- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 押収物のうち廃棄処分をすることができるものは、「危険を生ずる虞がある押収物」に限られている (刑訴法 222

条1項・121条2項)。なお、「没収することができる押収物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なもの」については、換価処分することができる(刑訴法222条1項・122条)。

- (3) 正しい。 枝文のとおり(刑訴法222条1項・124条1項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり(刑訴法222条1項ただし書)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(横浜地決昭45・7・7)。